

定期健康診断のご案内

宛先: 殿

発信: 部

実施年度	令和 年度
実施日	令和 年 月 日 ()
実施場所	
対象者	常時使用する労働者全員 (安衛則 44 条 1 項)
受診時間	
問診票提出締切	令和 年 月 日 ()
持ち物	健康保険証、検尿容器 (当日朝の尿)
注意事項	前日 21 時以降の飲食は禁止 (水のみ可)

定期健康診断の項目 (安衛則 44 条 1 項・11 項目)

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長・体重・腹囲・視力及び聴力の検査 (医師の判断により省略される場合があります)
- 胸部エックス線検査及び喀痰検査 (医師の判断により省略される場合があります)
- 血圧の測定
- 貧血検査 (医師の判断により省略される場合があります)
- 肝機能検査 (医師の判断により省略される場合があります)
- 血中脂質検査 (医師の判断により省略される場合があります)
- 血糖検査 (医師の判断により省略される場合があります)
- 尿検査
- 心電図検査 (医師の判断により省略される場合があります)

労働者は事業者が行う健康診断を受ける義務があります (安衛法 66 条 5 項)。やむを得ず指定日に受診できない場合は、事前に上記発信元まで申し出てください。

健康診断結果通知書

氏名	様
実施日	令和 年 月 日
実施機関	
総合判定	☐ 異常なし ☐ 要観察 ☐ 要治療 ☐ 要精密検査
医師の意見	
就業上の措置	☐ 特になし ☐ 就業制限 ☐ 要休業
産業医の氏名	
通知日	令和 年 月 日

本通知書は労働安全衛生法第 66 条の 6（健康診断の結果の通知）に基づき、健康診断を受けた労働者本人に結果を通知するものです。要精密検査・要治療の判定があった場合は、早めの受診をおすすめします。

別紙：健康診断の実施・保存・報告ガイド

1. 実施義務（安衛法 66 条 1 項・安衛則 44 条 1 項）

事業者は、常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、11 項目について医師による健康診断を行わなければなりません（労働安全衛生規則第 44 条 1 項）。「常時使用する労働者」には、正社員だけでなく、1 年以上の雇用が見込まれ、週の労働時間が正社員の 4 分の 3 以上のパート・アルバイトも含まれます。

2. 項目の省略基準（安衛則 44 条 2 項）

安衛則 44 条 2 項が省略できるとしているのは、3 号（身長・体重・腹囲・視力・聴力）、4 号（胸部エックス線・喀痰）、6～9 号（貧血・肝機能・血中脂質・血糖）、11 号（心電図）で、実際に省略してよいかは厚生労働大臣が定める基準（告示）で項目ごとに決まります。おおまかには、身長は 20 歳以上、腹囲は 40 歳未満（35 歳を除く）や妊娠中の女性など、胸部エックス線・喀痰は 40 歳未満（20・25・30・35 歳を除く）の一定の者、貧血・肝機能・血中脂質・血糖・心電図は 40 歳未満（35 歳を除く）が対象です。聴力は、45 歳未満（35 歳・40 歳を除く）については医師が適当と認める方法に代えることができます（安衛則 44 条 4 項）。一方、1 号（既往歴及び業務歴の調査）、2 号（自覚症状及び他覚症状の有無の検査）、5 号（血圧の測定）、10 号（尿検査）は 2 項の対象外なので省略できません。3 号のうち体重と視力についても、告示に省略できる場合が置かれていないため実務上は省略できません。年齢は健康診断を受ける日の属する年度の末日における年齢で判断します。

3. 結果の通知義務（安衛法 66 条の 6）

事業者は、健康診断を受けた労働者に対し、その結果を通知しなければなりません。通知の方法は法令上定められていませんが、書面（本テンプレートの結果通知書）で交付することで「通知した事実」を記録に残すことができます。要配慮個人情報にあたるため、本人以外に結果が見える状態で配布しない等の取扱いに注意してください。

4. 個人票の作成・5 年間保存義務（安衛則 51 条）

事業者は、定期健康診断の結果に基づき、健康診断個人票（様式第 5 号）を作成し、5 年間保存しなければなりません。同梱の Excel（受診者管理表）は、受診日を入力すると保存期限（受診日の 5 年後）を自動計算します。

5. 常時 50 人以上の事業場は結果報告書の提出が必要（安衛則 52 条 1 項）

常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断を行ったときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、所轄労働基準監督署長に結果を報告しなければなりません。「電子情報処理組織を使用して」という文言は、労働者死傷病報告と同じく令和 7 年（2025 年）1 月 1 日施行の改正で明記されたもので、原則電子申請の義務化に対応しています。常時 50 人未満の事業場にはこの報告義務はありません。

常時使用する労働者数	労基署への結果報告義務
50 人以上	あり（電子申請・遅滞なく）
50 人未満	なし（個人票の 5 年保存義務は規模に関わらずあり）

6. 受診案内・結果通知書・受診者管理表の使い方

受診案内は実施日の 2～3 週間前を目安に配布し、問診票提出締切を明記することで当日の混乱を防げます。結果通知書は健診機関から結果が届き次第、産業医の意見を確認したうえで本人へ交付してください。受診者管理表（Excel）に記録することで、個人票の保存期限管理と要精密検査者のフォロー漏れ防止に活用できます。

本書は一般的な情報提供を目的とするテンプレートです。法的助言や医学的助言を構成するものではありません。

定期健康診断（安衛則 44 条）は常時使用する労働者に対し 1 年以内ごとに 1 回、11 項目について実施する義務があります。個人票（様式第 5 号）は 5 年間保存（安衛則 51 条）、常時 50 人以上の事業場は結果報告書の電子申請提出が必要です（同則 52 条）。